

○財務省告示第三百二十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十七年九月二十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年十月九日

財務大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第二百二十五回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

の法律及びその 運用に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

四 発行方法 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入

五

方募

別	債	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	法	入
参	市	及	入	価	・	別	債	発	競	札	格	決	
加	場	び	札	格	第	参	市	行	争	発	競	定	
者	特	国	発	競	I	加	場	入	入	行	争	の	

の決定を受けた各申込みの応募
 価格を募入額により加重平均し
 て得られる価格をその発行（以下「非
 競争入札」という。）の価格
 とするも、発行（以下「非
 競争入札」という。）の価格
 であつて、同時に発行される
 特別参加者による発行（以下
 を定めるものによる発行（以下
 「国債市場特別参加者」第I非
 一、国債市場特別参加者第I非
 価格競争入札の募集という。）及
 び価格競争入札の募集という。）
 した後に行われる入札であつ
 て、財務大臣が各国債市場特別
 参加者のごとに応募限度額を定め
 るものによる発行（以下「非
 市場特別参加者」第II非価格競
 争入札発行」という。）
 各申込みのうち応募価格の高い
 ものからそのうち応募価格の割
 り当てる。応募額を案分により
 各国債市場特別参加者のごと
 に応募額を割りにおいて各申

		十 十			九 八					七		
ロ イ		一 発			振 額 最			二		ハ ロ イ		
国 札 非 入 価 発		行 行			替 単 位			行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発		行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発		
債 発 行 入 格 行 行		格 格 格			金 金 金			債 債 債 債 債		債 債 債 債 債		
市 行 争 入 行 争		格 格 格			面 面 面			市 市 市 市 市		市 市 市 市 市		
場 、 入 行 争		日			位			場 場 場 場 場		場 場 場 場 場		
		額 以 額 平 ず 額 の 振 五			万 三			円 二	十 四 二			で
		面 上 面 成 る の 記 替 万			円 千			千 二	七 十 二			三
		金 の 金 二 ° 数 又 の 規 百			百 二			百 四	億 二 千			百
		額 そ 額 十 七 年 九 月 二 十 四 日			十 六 億 三 千 百 三 十 六			十 七 億 五 千 九 百 四 万	千 七 百 七 十 六 万 円			二 十 一 億 円
		百 円 に つ き 百 円 十 六 銭										
		円 ぞ れ に つ き 百 円 十 五 銭										
		に つ き 百 円 十 五 銭										
		の 必 要 な 場 合 に 於 いて は 最 低 限 の 振 替 口 座 金 簿										

十七六

償還金額

額平成三十百円につき百円

十五

後第二期子

て、その日以、六月間におい

十四

初期利子

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times \frac{1}{365}}{100}$$

る。定期に払い込むものとす

十三二

の経過払い込み、利率、入札競争、別格参加者、債権市場、争入札、非入札、者別格参加者、特別格参加者

年〇・一パーセント、募入金決定の通知を受けた者は、

二 十 十
十 九 八

払 者 入 払 元
込 者 札 場 利
期 者 参 所 金
日 加 支

平 財 日
成 務 本
二 大 銀
十 臣 行
七 か
年 ら
九 通
月 知
二 を
十 受
四 け
日 た
者